

介護サービス事業所・施設等で新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合の支援について

新型コロナウイルス感染症感染者が発生した施設への支援は下記のとおりです。お問い合わせは、最後に記載の所管の保健福祉事務所（保健所）または長寿社会政策課の担当班あてにご連絡ください。

1 衛生資材の提供

利用者又は職員に感染者が発生した事業所等に対し、ガウンやフェイスシールドなどを提供する。

※ 自己調達が原則となるが、感染者が大量に発生し、調達に時間を要する場合に提供するもの。

※ 原則として仙台市内の事業所等は、仙台市が対応。
(相談があれば、県の備蓄品を提供することは可能)

2 介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/covid-hojokin-taiseikakuhor4.html>

※令和4年度の申請は終了しました。(令和5年度の事業の詳細は現在未定です。)

新型コロナウイルス感染症が発生した介護サービス事業所・介護施設等や、感染防止対策のため通所系サービス事業所が居宅を訪問してサービスを提供した場合など、通常のサービス提供時には想定されない「かかり増し経費」等に対して補助するもの。

〔補助対象となる施設〕

- (1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。）
- (2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所
- (3) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

〔補助対象となる経費〕

※ 通常の介護サービスの提供では想定されない「かかり増し経費」

(例) ・緊急時に人材確保に係る費用（時間外手当、危険手当など）

・事業所等の環境の復旧・整備に係る費用（衛生資材の購入・施設の消毒清掃費用等）

・連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用（応援職員派遣に係る費用）

・上記のほか、施設内療養に係る費用（定額補助）

※ 仙台市内の事業所等についても県が補助

3 ケア付き宿泊療養施設

(1) 軽症または無症状で入院の必要はないものの、介護が必要な高齢の感染者を受け入れる「ケア付き宿泊療養施設」を開設。

(2) 県内の遊休施設の一部を借り上げ。最大43名まで受入可能。

※プライマリケア（その施設において日頃行っている医療的ケア〔点滴，酸素投与，投薬等〕が原則となりますので，在宅において他者のケアを受けることが困難である独居者が優先されます。

（３）看護職員，介護職員，事務職員が２４時間体制で対応。（医師はオンコール対応）

（４）令和３年３月１日から運用を開始。令和４年２月１０日からは２棟で運用。

７６３名を受入済（令和５年１月３１日現在）

４ 応援職員派遣に係る補助

事業所等で働く介護職員が感染する等により出勤が困難になった場合，他の事業所等からの応援職員に係る経費について補助するもの。

〔補助対象経費〕旅費，宿泊費及び保険料

〔補助金額〕知事が必要と認める額

※ 仙台市内の事業所等についても県が補助

【参考 ※感染者の発生の有無に関係なく支援するもの】

１ 新型コロナウイルス感染症対策高齢者施設等検査実施事業

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/sisetukougennkensa.html>

目的 新型コロナウイルス感染症の感染状況を的確に把握し，必要な感染拡大防止策を早期に実施することを目的として，高齢者施設において短時間で結果を確認することができる抗原定性検査を実施するもの。

実施時期 令和３年４月１６日（金）～ 当面延長して実施

対象施設 高齢者施設及び障害者施設 約２，８００施設 約４．８万人

対象者 高齢者施設及び障害者施設に従事する職員等

特別養護老人ホーム，介護老人保健施設，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，介護医療院，介護療養型医療施設，認知症グループホーム，有料老人ホーム，サービス付き高齢者向け住宅，障害者入所施設・グループホーム，通所介護，認知症対応型通所介護，地域密着型通所介護，小規模多機能型居宅介護，看護小規模多機能型居宅介護，単独型短期入所生活介護，障害児者通所事業所，訪問介護，訪問入浴介護，訪問看護，訪問リハビリテーション，福祉用具貸与，特定福祉用具販売，特定施設入居者生活介護，定期巡回・随時対応型訪問介護看護，地域密着型特定施設入居者生活介護，居宅介護支援，障害者居宅介護

検査方法 抗原定性検査（鼻腔ぬぐい液）

頻度 職場に出勤した職員で症状が現れた者（有症状者）を対象に迅速検査（随時）を実施。症状については，微熱を含む発熱，せき，喉の痛み，その他の体調不良とする。

また，県内の感染拡大の状況を踏まえ，配置医師又は管理者の判断で新型コロナウイルスの感染が疑われる者等（感染者の周囲で働いていた職員，施設への新規入所者，施設外の親族等との接触があった入所者等）を対象に頻回検査も含め適宜スクリーニングを実施。

２ 介護施設等感染症対策研修事業

（１）感染症対策に習熟した現場職員育成のため，県内の介護施設等に感染管理認定

看護師等を派遣し、介護職員に対して感染症対策に関する研修を行う。

(2) 研修内容は、感染症対策の基礎知識や施設で実施している感染症対策に関するアドバイス、施設内での感染者発生を想定したゾーニング指導、衛生資材の使用方法など

(3) 研修対象施設は介護保険事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

＜問い合わせ先＞お問い合わせは、事業ごとに所管の保健福祉事務所（保健所）または長寿社会政策課の担当班あてにご連絡ください

衛生資材の提供、ケア付き宿泊療養施設、介護施設等感染症対策研修事業、応援職員派遣に係る補助に関すること

＜保健福祉事務所（保健所）＞

仙南保健福祉事務所	成人・高齢班	TEL 0 2 2 4 - 5 3 - 3 1 2 0
仙台保健福祉事務所（塩釜保健所）	高齢者支援班	TEL 0 2 2 - 3 6 5 - 3 1 5 2
北部保健福祉事務所（大崎保健所）	高齢者支援班	TEL 0 2 2 9 - 9 1 - 0 7 1 3
仙台保健福祉事務所栗原地域事務所（大崎保健所栗原支所）	疾病対策班	TEL 0 2 2 8 - 2 2 - 2 1 1 7
東部保健福祉事務所（石巻保健所）	高齢者支援班	TEL 0 2 2 5 - 9 5 - 1 4 1 9
東部保健福祉事務所登米地域事務所（石巻保健所登米支所）	疾病対策班	TEL 0 2 2 0 - 2 2 - 6 1 1 9
気仙沼保健福祉事務所	成人・高齢班	TEL 0 2 2 6 - 2 2 - 6 6 1 4

＜長寿社会政策課の担当班＞

新型コロナウイルス感染症対策高齢者施設等検査実施事業に関すること

地域包括ケア推進班

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/sisetukougennkennsa.html>

介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金に関すること

施設支援班

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chouju/covid-hojokin-taiseikakuhor4.html>

※令和4年度の申請は終了しました。（令和5年度の事業の詳細は現在未定です。）